

教員免許状課程(教育職員免許法 第6条別表第3)

教育職員免許法第6条別表第3(所持する教員免許状の上進)

現在、所持している教員免許状(中学校・高等学校の場合は該当教科)において、所持する教員免許状に対する在職年数に応じて、本学にて必要科目(単位)を修得することにより、所持している教員免許状を上級免許状に上進する方法です。

〈参考〉教育職員免許法に定める教員免許状取得に必要な単位数

取得希望免許状 要件	幼稚園		小学校		中学校		高等学校
	1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種
所有する免許状	2種	臨免	2種	臨免	2種	臨免	臨免
必要在職年数	5年	6年	5年	6年	5年	6年	5年
最低修得単位数	45単位						

【開講科目一覧】

登録・履修することができる科目は、以下の頁に掲載しています。

- 幼稚園…………… p.106
- 小学校…………… p.107
- 中学校・高等学校…………… pp.108~112

【履修科目について】

- ◆当該法令に定める必要在職年数ならびに具体的な修得科目(単位)数の確認については、現職の方は勤務する学校所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は、居住地の都道府県教育委員会に必ず指導を受けてください。また履修指導を受ける際は、事前に教育委員会に必要書類を確認し、指示された書類を取り寄せ提示するとともに、**必ずこの冊子を持参**して、pp.106~112に掲載の表を提示したうえで指導を受けてください。

【教員免許状の授与申請について】

履修科目(単位)の指導を受けられた都道府県教育委員会に各自で申請(個人申請)をしてください。

【注意事項】

- ◆本学通信教育課程では、履修科目(単位)の確認・指導を行なうことはできません。
- ◆出願後、登録した履修科目を変更・追加することはできません。
- ◆在職年数については勤務する学校所在地の教育委員会に入学前に確認してください。
- ◆2種免許状を所持している方のうち、4年制大学卒業者(学士の学位を所持)で在職年数が少ない場合、「教育職員免許法第5条別表第1」を取得根拠とすることにより履修科目(単位)数が少なくなる場合があります。
- ◆基礎となる教員免許状を取得した後に修得した単位が有効です。